

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第29号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第9号。以下「改正給与条例」という。）附則第6項から第8項まで、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第10号。以下「改正給与等条例」という。）附則第6項から第8項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第13号。以下「改正任期付研究員条例」という。）附則第5項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第14号。以下「改正任期付職員条例」という。）附則第5項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正給与条例附則第6項等の人事委員会規則で定める職員)

第2条 改正給与条例附則第6項、改正給与等条例附則第6項、改正任期付研究員条例附則第5項及び改正任期付職員条例附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第1項第1号において同じ。）をした職員
- (2) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員
- (3) 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給等規則第43条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）第8条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第6条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号）第10条の規定による号給の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。）をされたもの
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項又は職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号）第2条の規定により休職にされていた期間
 - イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第12条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
 - カ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間
 - キ 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - ク 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - ケ 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第1項第4号において同じ。）を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に再任用職員異動（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う勤務時間等条例第2条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第1項第5号において同じ。）をした職員
- (6) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
（改正給与条例附則第7項及び改正給与等条例附則第7項の規定による給料の支給）

第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号に掲げる場合の2以上に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第7項又は改正給与等条例附則第7項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級より下位の職務の級に降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（切替日以降に切替日の前日においてその者が属していた職務の級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、同日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 改正給与条例第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。次号において「改正前の給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表、改正給与等条例第2条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。同号において「改正前の給与等条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表、改正任期付研究員条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）第5条第1項若しくは第2項の給料表又は改正任期付職員条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第7条第1項の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、一般職の職員の給与に関する条例第6条の2第1項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例第7条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

- (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表又は改正前の給与等条例別表第1から別表第3までの再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）
 - イ 当該再任用職員異動後において地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、一般職の職員の給与に関する条例第6条の2第2項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例第7条の2第2項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第7項又は改正給与等条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(改正給与条例附則第8項及び改正給与等条例附則第8項の規定による給料の支給)

第4条 人事交流等職員(切替日以降に、給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に改正給与条例附則第6項から第8項まで又は改正給与等条例附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。)には、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第8項又は改正給与等条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正給与条例附則第7項又は改正給与等条例附則第7項の規定による給料の額に相当する額を、改正給与条例附則第8項又は改正給与等条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第5条 改正給与条例附則第6項から第8項まで、改正給与等条例附則第6項から第8項まで、改正任期付研究員条例附則第5項又は改正任期付職員条例附則第5項の規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 改正給与条例附則第6項から第8項まで、改正給与等条例附則第6項から第8項まで、改正任期付研究員条例附則第5項又は改正任期付職員条例附則第5項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。